

## 【EU】 エネルギー使用製品のエコデザインに関する指令拡張案を採択

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州議会は 2009 年 4 月 24 日、電化製品などのエコデザインに関する 2005 年の指令を拡張し、直接にはエネルギーを消費しない製品も適用対象とする指令案を採択した。エコデザインは、その製品ライフサイクル全体を通じたエネルギー消費の環境に対する影響を低減することを目指すものであり、今回の改定はその対象の拡大を図るものである。

### 改定の対象となったエコデザイン指令－目的と内容－

EU では、電気・電子機器に対する有害物質の使用を制限し、生産から処分に至るまで、人や環境への影響を最小限にすることを目的とした指令(WEEE 及び RoHS 指令)が既に出されている。そして、これに関連して「エコデザイン指令」(または「EuP 指令」(EuP: Energy using Products)) と呼ばれる指令が 2005 年に施行されている。今回改定されたのはこのエコデザイン指令(以下、「指令」)であるが、まず、改定前の指令について触れておきたい。

「エコデザイン」とは、環境への影響を配慮した製品設計を行うことである。対象は、EU 市場で流通させる「エネルギーを使用する製品」全てである。ただし、年間販売量が一定以上(20 万個以上を想定)であるものとされており、また、自動車などの運輸部門は対象外となっている。製品が環境に及ぼす影響は、その設計段階において 80%以上が決定づけられてしまうといわれるが、指令は、製品利用時よりも、生産段階から利用・処分に至るライフサイクルを通じた環境影響を考慮した設計を義務付けるものである。エコデザインを製品に適用するためには、具体的な基準が必要であるが、指令は、それら基準を定めるための枠組み、すなわち、その基本的な考え方や方向性などを提示したものである。

指令の目的は、環境対策の他に、EU 市場において国々の法規の違いによって生じている流通の障害を回避することにもある。製品には適合性を証明する「CE マーク」の貼付が義務付けられており、EU 市場へ輸出する日本の企業も対策に追われている。

上述したように、指令は枠組みを定めるものであるがゆえに、特定の製品要件は定めておらず、実施措置の決定についてはコミットロジータ手続きに委ねている。この手続きは、閣僚理事会が指令の実施に関する権限を、行政執行機関である欧州委員会に委任する方法として規定されているもので、ここでは、製品要件の予備調査、協議、評価を経た後に、加盟国の代表及び欧州委員会によって構成される規制委員会(regulatory committee)において特定多数決により拘束力をもつ規則として決定される。事前に欧州委員会は、閣僚理事会及び欧州議会に提案内容を諮るものとされ、閣僚理事会は 3 か月以内であれば修正案を提示することが可能であり、欧州議会は意見を述べる、あるいは、拒否することが可能となっている。

### エコデザイン指令のこれまでの実施状況

欧州委員会は、指令の枠組みにしたがって、2009年から2011年までの作業計画を公表して

いる(COM(2008) 660 final:2008年10月21日)。これによれば、欧州委員会は、先行検討対象としたボイラー、コンピュータ、コピー機、テレビ、エアコン、扇風機、照明、冷蔵庫などの19の製品群に対して予備調査を実施しているが、その内14製品群については実施措置の草案作成に既に着手しており、残りの5製品群についても2009年中に草案を作成する予定であるという。また、同作業計画には、さらに10分野の製品群が追加されている。

実施措置の草案に対しては、今後、専門協議会における経済・環境・社会的影響の評価が行われ、前述したコミトロジー手続きによる規制委員会での採択がなされる。既に、エコデザインの検討から派生して、これまで、待機電力の低減、白熱電球等の廃止(本号「短信」参照)、電子機器などに供給する外部電源の待機電流や性能要件、テレビのデジタル放送をアナログ変換する受信機器の要件などを、既に欧州委員会は規則として決定してきている。

### 今回の改定の概要と背景

指令に対して、2008年7月、欧州委員会はその対象範囲を拡大する提案を欧州議会と閣僚理事会に対して共同決定手続き議案として提出した。これまでは、エネルギーを直接消費する製品のみが指令の対象であったが、今回、製品そのものがエネルギーを消費しなくとも、それがエネルギー消費に関連するものであれば新たにそれを対象にするというものである。例えば、窓や断熱材、建築資材、洗剤、シャワー・給水栓など、家庭のエネルギー消費に最終的に影響を与える製品群には最低限必要とされる性能基準を定める。より具体的な例として「蛇口やシャワーヘッド」を挙げると、これらは湯水を節約することが可能なものであり、利便性を損なうことなくエネルギーを節約できる。この改定により、これらの製品群についての実施措置についても、今後、欧州委員会が定めることが可能となった。

今回の採決の場合は欧州議会の第1読会であるが(賛成 394、反対 13、棄権 3)、事前に構成国代表と議論の末妥協した議案を可決したもので、現在、形式的な手続きとして閣僚理事会の承認を待っている。欧州議会は厳しい環境対策を求める意見が強く、製品リスト作成の明確なタイムスケジュールの確約を要求していたが、閣僚理事会側に押し切られたという。結果として、改正指令は単に、2012年までにエコデザイン指令と実施措置の効果をレビューすること、そして、非エネルギー関係製品に指令の範囲を拡張することが適切であるかどうかを評価することのみを欧州委員会に義務付けるにとどまった。欧州委員会は、この指令に沿った作業計画を2011年10月までに公表し、その後3年以内に優先的に指標として適用する製品群のリストを示すものとされている。

なお、今回適用する対象が限定されたこと、例えば、輸送手段や食糧、衣料などが妥協により対象から外されたことについて、消費者団体からの批判があったという。

主要な参考文献(インターネット情報はすべて2009年6月23日現在である。)

- ・ 2009年4月24日に欧州議会で採択された議案の審議情報(COD(2008)0151)  
<<http://www.europarl.europa.eu/oeil/FindByProcnum.do?lang=en&procnum=COD/2008/0151>>
- ・ 欧州委員会のウェブサイト。「エコデザインー法規」のページ。  
<[http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/legislation\\_en.htm](http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/legislation_en.htm)>